

災訓練 できること

9月2日(日)9時30分

市内3会場で開催

- ①大和田小学校
- ②新木戸小学校
- ③八千代台小学校



▲三角巾を使った応急手当を学びます

職場、外出先などで地震から身を守るための3つの安全行動をとりましょう。

- ①ドロップ/まず身を低くする→②カバー/頭を守り→③ホールド・オン/動かない

やちよ防災情報メールに登録を

災害が発生したときには、正しい情報をいち早く知ることが大切です。

やちよ防災情報メールでは、防災無線の放送内容のほか、防災や減災、気象に関する情報を配信しています。登録方法は、右のコードを読み取るか「yachiyo@sg-m.jp」に空メールを送信してください。登録案内のメールが届きますので、確認して登録してください。



▲コード

お問い合わせは
総合防災課
☎483-1151(代表)へ

政治家の寄附行為は禁止されています

政治家が寄附をすることや、政治家に寄附を求めるとは厳しく制限されています。

■政治家の寄附の禁止

政治家（公職の候補者、候補者になろうとする人、現在公職にある人）が選挙区内の人に対して寄附をすることは、次の①～④を除き、その時期や名義に関わらず罰則で禁止されています。

- ①政党や政治団体、親族に対する寄附
- ②政治教育集会に関するやむを得ない実費補償
- ③政治家本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀
- ④政治家本人が自ら出席する葬式・通夜の香典

②の補償のうち、食事や食料を提供することは、罰則の対象となります。③や④に当てはまる場合でも、選挙に関して行われた場合や、一般的な社交の程度を超えている場合は、罰則の対象となります。



また、政治家以外の人が、政治家

名義の寄附をすることも罰則の対象になります。

【禁止されている寄附の例】▶お中元やお歳暮を贈ること ▶開店祝いに花輪などを贈ること ▶祭りや地域の集まりなどに寄附金を出したり、酒などを贈ったりすること

■政治家に対する寄附の勧誘や要求の禁止

有権者が政治家に寄附の勧誘や、要求をすることは禁止されています。

政治家を脅して、無理やり要求をすること、政治家の当選や、被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすること、政治家名義の寄附を求めるとは、罰則の対象になります。

■その他の禁止行為

選挙区内の人に対して、次のような行為も禁止されています。▶政治家が役職員、構成員である団体、会社が、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附を行うこと(政党に対するものを除く) ▶後援団体が寄附を行うこと ▶時候のあいさつ状を出すこと(答礼のための自筆によるものを除く) ▶あいさつを目的とする有料広告を掲載すること

(選挙管理委員会)

国道464号の環境影響評価方法書を公表 9月5日に記載内容の説明会も

国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)について、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書を公表します。意見がある人は、県都市計画課へ意見書を提出できます。

環境影響評価の考え方など、方法書の記載内容を周知するため、説明会を開催します。

【図書縦覧】▶期間 8月14日(火)～9月13日(木)の平日午前9時～午後5時 ▶場所 市役所都市計画課 ▶意見の提出先/期限 県都市計画課/9月27日(木)必着 ※詳しくは、県都市計画課ホームページをご覧ください。

【説明会】▶日時 9月5日(水)午後6時30分 ▶場所 白井市文化会館かおりホール ▶問い合わせ 市役所土木建設課☎483-1151(代表)



9月議会は8月28日(火)開会予定

30年第3回定例会は、8月28日(火)午前10時に開会する予定です。会議の日程などは、開会予定日の約1週間前に決定されます。請願・陳情は、開会日の午後5時までに受け付けたものが、第3回定例会で協議されます。

■インターネット中継 本会議を市ホームページで生中継します。会議の翌日(市の休日を除く)からは、録画中継で見られます。詳しくは、議会事務局議事課へお問い合わせください。

パブリックコメント 計画(素案)に対する意見

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、次の計画(素案)について、広く市民の皆さんから意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所がある人、市内に事務所が事業所がある人、市内に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事業に利害関係を有する人です。意見に対しての個別回答は行いません。募集期間は、8月15日(水)～9月18日(火)必着です。

【意見を募集する計画/担当課】
 ■八千代市水道施設再構築基本計画(素案) / 上水道課
 ■八千代市水道管路施設耐震化計画(素案) / 上水道課
 ▼公表場所 上水道課、法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ ▼意見の提出方法・送付先 募集期間中に公表する募集要項に記載してあります

募集 八千代市産業振興審議会の市民委員

産業の振興を推進するため、産業の振興に関する事項を調査審議する「八千代市産業振興審議会」の市民委員を募集します。
 ▼資格 市内在住の成人で、年2回程度行う昼間の会議に出席でき、本市の審議会などの委員を5つ以上兼ねていない人 ▼募集人数 2人 ▼報酬 1回につき7000円 ▼任期 11月1日から2年間 ▼応募方法 9月14日(金)必着で、任意のA4用紙に住所・氏名(フリガナ)・電話番号・年齢・性別・主な職歴・応募理由を記入し、「私の考える八千代市の産業振興について」と題した800字程度の作文を添えて、〒276-1850 市役所産業政策課へ持参、郵送または市ホームページ「市民委員の公募」から応募。
 ▼選考方法 書類選考。応募書類は非公開、返却しません。選考結果は応募者本人に通知します。 ※テーマの産業とは、商業、工業、農業、観光を指します (産業政策課)

高年齢者や障害者を雇用した事業者に雇用促進奨励金を交付します

公共職業安定所(ハローワーク)の紹介で、市内の高年齢者か、心身障害者を常用労働者として新たに雇用した市内事業者者に「高年齢者雇用促進奨励金」を交付しています。奨励金は、雇用した月の翌月から12か月を限度に、1月あたり高年齢者は1万円、心身障害者は1万5000円を上期と下期に分けて交付します。該当する事